

会議の開催結果について

- 1 会議名 令和6年度第2回上尾市国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和6年10月24日(木)
午前・午後 1時30分から
- 3 開催場所 上尾市役所議会棟4階 全員協議会室
- 4 会議の議題
 - (1) (諮問事項) 上尾市国民健康保険税の税率等の改定について
 - (2) 令和5年度国民健康保険特別会計決算について
 - (3) 上尾市国民健康保険条例の改正について
 - (4) その他
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由 ———
- 7 傍聴者数 1人
- 8 問い合わせ先 市民生活部 保険年金課(担当課)

会 議 録

会議の名称	令和6年度第2回上尾市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和6年10月24日午後1時30分から午後2時16分まで	
開催場所	上尾市役所議会棟4階 全員協議会室	
議長(委員長・会長氏名)	会長 大室 尚	
出席者(委員)氏名	別紙のとおり	
欠席者(委員)氏名	別紙のとおり	
事務局(庶務担当)	市民生活部保険年金課	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	(1) (諮問事項) 上尾市国民健康保険税の税率等の改定について (2) 令和5年度国民健康保険特別会計決算について (3) 上尾市国民健康保険条例の改正について (4) その他	別添議事録のとおり
議事の経過	別添議事録のとおり	
会議資料	別添のとおり	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和6年11月 25 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 議長(委員長・会長)の署名 <u> 大室 尚 </u> </div>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	別添議事録のとおり

選出	氏名	第2回 10月24日(木)
被保険者を代表する委員	宮島 孝夫	-
	若生 恵子	○
	佐々木 典子	○
	山内 和子	○
	塚田 日出造	×
	大山 雄二	×
保険医・薬剤師を代表する委員	今村 恵一郎	×
	川上 哲夫	○
	上野 聡一郎	×
	石原 純	○
	齋藤 和宏	×
	藤井 由実子	○
公益を代表する委員	黒須 喜美雄	○
	津田 ひとみ	○
	小高 進	○
	轟 信一	○
	大室 尚	○
	矢口 豊人	×
被用者保険等保険者を代表する委員	山本 広道	○
	中村 昭彦	×
	近藤 友恵	○

○：出席 ×：欠席

令和6年度
第2回上尾市国民健康保険運営協議会

議事録

令和6年10月24日

開会 午後1時30分

(司会) 関田課長：皆さんこんにちは。定刻より早いのですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、上尾市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、進行役を務めさせていただきます、保険年金課長の関田です。よろしくお願いいたします。

まず、上尾市国民健康保険に関する規則第4条第2項の規定により、定数の半数以上の委員にご出席いただいておりますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、令和6年8月末をもって、保健医・薬剤師を代表する委員の伊波 潔委員が退任され、後任として9月1日より、新たに川上 哲夫委員が就任されました。本日、ご出席いただいておりますのでご紹介させていただきます。

それでは、協議会の開会にあたり、大室会長にごあいさつをお願いいたします。

大室会長：こんにちは。運営協議会の会長を仰せつかっております大室尚でございます。

本日、委員の皆様には、大変お忙しいなか、第2回運営協議会にご出席たまわりまして、誠にありがとうございます。

さて、7月に開催いたしました第1回の運営協議会では、令和8年度までの国保財政の赤字解消、令和9年度の保険税の準統一が目前に迫った厳しい状況で、保険税率等の改定についてご審議いただき、誠にありがとうございました。ご審議いただきました内容につきましては、本日、本協議会からの意見として答申書にまとめ、近日中に畠山市長に答申を行う予定となっております。委員の皆様には、それぞれの立場から議論していただき、社会状況なども考慮した、運営協議会としての意見を答申に反映することができたことに、心から感謝を申し上げます。

今回の議事には、令和5年度の決算に関する報告も含まれておりますが、皆様もご存知のように、国民健康保険は、他の医療保険と比べ、被保険者の構成や市町村格差など構造的な問題を抱えております。厳しい財政状況が続くなか、県内自治体が協力し合い、財政基盤を強化していくことが必要不可欠な状況でございます。国民皆保険の最後の砦である国民健康保険制度の維持のためには、今後も厳しい判断を迫られる場面もあろうかと思いますが、まずは上尾市国保の運営を安定させ、よりよい制度づくりに努めていきたいと考えておりますので、引き続き、委員の皆様には忌憚ないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げるとともに、本日の議事が円滑に進行できますようお願い申し上げ、会長としてのあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会) 関田課長：ありがとうございました。本日の議事の資料につきましては、資料1から3及び答申書の案を机の上に配布させていただきます。資料が不足している方がいらっしゃいましたら、お手数ですが挙手にてお知らせください。

それでは、議事に入りたいと思います。

上尾市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、本協議会の会長が議長になることとなっておりますので、大室会長に議長をお願いいたします。

大室会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) 大室会長：あらためまして、会長の御大室でございます。スムーズな議事進行に努めますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、事務局に確認いたします。傍聴者はいますか。

(事務局) 山内副主幹：1名いらっしゃいます。

(議長) 大室会長：議事に入る前に委員の皆様にお伺いをいたします。ただいま傍聴希望者がおりますが、傍聴を許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

(議長) 大室会長：それでは、許可しますのでお入りください。

それでは次に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。佐々木 典子委員、小高 進委員、以上、2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、発言される委員の皆様には、挙手にてお願いいたします。また、お手元のマイクのボタンを押してから発言されますよう、併せてお願い申し上げます。それでは次第に従いまして、会議を進めてさせていただきます。

議事の1番目、「(諮問事項) 上尾市国民健康保険税の税率等の改定について」は、前回からの継続審議となっております。

本日は、前回までに決定した内容を答申書にまとめ、その内容について皆様にご審議いただくこととなっております。

それでは答申書案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 市村主幹：保険年金課の市村と申します。よろしくお願いいたします。

議事の1番目、「(諮問事項) 上尾市国民健康保険税の税率等の改定について」ご説明いたします。

お手元の資料1のご用意をお願いいたします。

答申書案のご説明の前に、第1回運営協議会での審議について、あらためてご報告いたします。

資料1の上段をご覧ください。

まず、「1. 賦課限度額について」ですが、審議の結果、法定の賦課限度額に改定することが適当であると決しました。内容といたしましては、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者の医療費を支える「支援分」、介護保険を支える「介護分」のうち、法定通り

に「支援分」を22万円から24万円に引き上げ、総額を104万円から106万円とするものでございます。なお、賦課限度額の改定は、令和7年度から適用とするものでございます。

続いて、中段の「2. 保険税率の改定について」ですが、令和7年度の税率を決定するにあたり、事務局からお示した案1、案2について、審議を行った結果、過去5年の標準保険税率の推移から令和8年度の推計値を算出し、令和6年度の税率との差の1/2を令和7年度、令和8年度の2か年にわたりそれぞれ引き上げる、案2が採択されました。改定の具体的な内訳としましては、医療分の所得割を0.4%、均等割を7,000円、支援分の所得割を0.3%、均等割を2,000円、介護分の所得割を0.3%、均等割を2,000円、合計で所得割を1.0%、均等割を1万1000円の引き上げとなります。

なお、この改定を行いますと、令和6年度の所得状況による試算ですが、国民健康保険特別会計全体で、約4.3億円の増収見込みとなります。

以上が、第1回の運営協議会にてご審議いただいた、上尾市国民健康保険税の税率等の改定についてのまとめでございます。

次に、資料下段の令和8年度以降の課題についても、この場をお借りしてご説明させていただきます。資料1-2の表、上段を併せてご覧ください。

まず、賦課限度額の改定についてご説明します。現在の改定までの期間は、上段中ごろの青い矢印となっており、年度末の3月に国による地方税法施行令の改正が行われると、7月から10月までの間に本運営協議会でご審議いただき、12月定例議会に国保税条例の改正案を提出して、地方税法施行令の改正からおよそ1年後の翌年4月から改定した限度額を適用しております。

しかし、前回の運営協議会の説明で触れましたとおり、「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」では、令和9年度の準統一までに、地方税法施行令の改正と同時に賦課限度額の改定を行い、年度当初から法定限度額にすると規定されております。その改定までの期間が上段下部の赤い矢印となっておりますが、地方税法施行令の改正は、例年、年度末3月に行われることから、新年度4月から適用するためには、施行令改正後すみやかに市長による専決などにより国保税条例を改正する必要があるため、運営協議会の審議につきましては、年度末3月に施行令が改正されるよりも前に改正される前提で行うこととなります。

続いて下段の表をご覧ください。2つ目の保険税率の改定につきましては、令和8年度までの赤字解消、令和9年度の準統一、いずれも県が示す標準保険税率に市の保険税率を合わせていくこととなりますが、標準保険税率が正式に発表されるのは前年度の1月でございます。下段中ごろの青い矢印の期間になりますが、現在は、7月から10月までの間に運営協議会での審議、12月の定例議会での条例改正を経て、およそ1年後の4月から改定した保険税率を適用しております。これが準統一になりますと、下部の赤い矢印の期間になりますが、4月までに税率を改定しなくてはならないので、1月の標準保険税率発表後に2月に運営協議会で審議を行い、3月定例議会に諮ることになり

ます。審議いただけるのは実質的に1回もしくは2回となりスケジュールは非常に厳しくなるものと思われます。

また、資料には記載しておりませんが、令和8年度から、今から半年ほど前に国会で審議、決定されました子ども子育て支援金が健康保険税に上乗せされることとなっております。

これらの事項につきましては、来年度以降の運営協議会にて改めてご審議いただく予定でございます。

続いて、答申書の案をご覧ください。

先ほどご説明させていただきました審議の内容に基づき、事務局案を作成させていただきました。まず、答申そのものの主旨ですが、第1回運営協議会にて畠山市長より諮問のありました事項について、本運営協議会にてご審議いただき、その結果を運営協議会からの意見として市長に対して答申を行い、市長は、これを参考としながら、最終的な改定等の判断を行うこととなります。今回の答申案といたしましては、1番目の賦課限度額、2番目の税率改定に分けて審議結果を記載し、最後に、3番目の付帯意見を添える形としております。

それでは、答申書案を朗読させていただきます。

上尾市国民健康保険税の税率等の改定について（答申）

令和6年7月11日付上保年第648号で諮問のありました、上尾市国民健康保険税の税率等の改定について、当運営協議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

1. 上尾市国民健康保険税の賦課限度額について

国民健康保険税の賦課限度額については、諮問のとおり、後期高齢者支援金等課税額の上限を22万円から24万円に改定することが適当であると認める。なお、改定は令和7年度から実施するものとする。

2. 上尾市国民健康保険税の税率の改定について

上尾市の国民健康保険税率は、埼玉県が市町村ごとに示す「市町村標準保険税率」と乖離している。また、本市の国民健康保険の財政運営は、依然として厳しい状況が続いており、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金により制度を維持している。このような状況を踏まえ、国民皆保険制度の最後の砦である国民健康保険を、持続可能で安定的な制度とするためにも、税率等の見直しはやむを得ないものとする。

このことから、令和8年度までの法定外一般会計繰入金等の解消、及び令和9年度に予定している収納率格差以外の項目を統一する保険税水準の「準統一」に向けて、令和7年度、令和8年度の各年度において、段階的に税率を改定することが適当である。

なお、令和7年度の保険税率は、下表のとおりとすることが適当である。表につきましては、記載のとおりでございます。

3. 付帯意見

被用者保険の適用拡大に伴う国民健康保険被保険者数のさらなる減少による国保財政への影響を踏まえて令和8年度以降の国民健康保険税率を検討すること。

以上が答申書の案となります。付帯意見につきましては、第1回運営協議会での審議の過程でありましたご意見等をまとめたものでございます。

議事の1番目、「(諮問事項) 上尾市国民健康保険税の税率等の改定について」の説明は以上でございます。ご審議、よろしく願います。

(議長) 大室会長：一通り説明が終わりました。

事務局より、1点目の賦課限度額について、2点目の税率改定について、3点目の付帯意見について、それぞれ答申書の案が示されております。

内容や文言について、ご意見、ご質問がありましたら願います。

(議長) 大室会長：山本委員どうぞ。

山本委員：答申書に関して直接的なことではないですが、資料1-2について確認したいことがございます。

先ほど事務局から説明のあった、変更後のスケジュールについて、2の保険税率の改定のところ、基本的には県が示す標準保険税率に市の保険税率を合わせることでございますが、県から示された保険税率に基づいて計算し上尾市の保険税率が決まってくることになると思われますが、それに対して委員の立場としては、どういう風に対応すればいいのでしょうか。提示された案に対して、この場において意見を出して、税率が変更されるということはあるのでしょうか。将来的な話になるのですが、どういう立場で意見を言えばいいのか、確認するという位置づけになるのでしょうか。

(議長) 大室会長：関田課長どうぞ。

(事務局) 関田課長：ご質問ありがとうございます。おっしゃる通りです。最終的に令和9年には標準保険税率に合わせなければいけないので、その時点では、この金額で差し支えないかという確認をしていただく場になると思われます。標準保険税率に合わせるのは令和8年度になるか9年度になるか、来年度にご審議いただく事項として残っていますが、最終的に令和9年度に標準保険税率に合わせなければならないということになれば半ばご報告という形になってしまうと思われます。

(議長) 大室会長：ほかにご意見、ご質問はありませんか。

特に意見・質問など無し

(議長) 大室会長：特に無いようですので、ここで、答申書について意見をまとめさせていただきますと思います。特に修正箇所があるという意見はございませんでしたので、お手元の答申書案のとおり、市長に答申するというところでご異議ありませんでしょうか。

異議など無し

(議長) 大室会長：それでは、答申書案のとおりとさせていただきます、後日、私と矢口会長代理にて、畠山市長に答申させていただきます。

なお、市長への答申が終わりましたら、委員の皆様には答申書の写しを送付させていただきます。

(議長) 大室会長：以上で、議事1「上尾市国民健康保険税の税率等の改定について」は終了とさせていただきます。

続いて、議事の2番目「令和5年度国民健康保険特別会計決算について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 市村主幹：議事の2番目、「令和5年度上尾市国民健康保険特別会計決算について」ご説明させていただきます。

お手元の資料2をお願いいたします。

令和5年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、9月定例会市議会において決算特別委員会が開かれ、認定についてご審議いただきましたが、本運営協議会にて概要をご報告するものでございます。

それでは、1ページ上段の表をご覧ください。

まず、被保険者数等の状況ですが、議事の1とも関連がありますが、被用者保険の拡大や75歳到達による後期高齢者医療制度への移行などに伴い、全国的に国保の被保険者数は減少しております。上尾市におきましては、令和5年度末現在で、国保加入世帯数は前年度比3.5%減の27,031世帯となり、被保険者数は前年度比4.7%減の39,273人となっております。加入状況の推移につきましては、下段のグラフにありますように、5年前の平成31年度末と比較すると、世帯数で3,020世帯、被保険者数で7,019人の減となり、被保険者数で比較した加入割合は3.1ポイントの減となっております。2025年には、すべての団塊の世代が75歳に到達し後期高齢者医療となり、また、被用者保険の適用拡大がこの10月にも進められていることから、上尾市国保においても、減少傾向は続いていくと予想しております。

続いて、2ページをご覧ください。

年齢階級別被保険者の状況でございますが、下段のグラフにもありますように、60歳以上の被保険者が全体の52.5%を占める状況となっております。これは、国民健康保険は一時的な退職者や自営業者のほか、勤務先を定年退職された60歳以上の方の多くが被保険者となるためです。なお、今後、60歳以上の方が占める割合は、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行したことや社会的に定年年齢が引き上げられていることから、横ばい、又はゆるやかに減少していくものと予想しております。

続いて、3ページをお願いいたします。

まず、決算の歳入の状況でございますが、中段左側の表にありますように、決算総額は197.9億円、前年度比2.6億円の増となっております。令和5年度は、先ほどもご説明したように被保険者数は減少しており、それに伴い国民健康保険税は前年度比で

2. 5億円の減の37.8億円となっております。また全体の約7割を占める県支出金につきましては、被保険者の医療費に充てられる普通交付金が3.3億円の増となり、歳入合計では2.6億円の増となったものでございます。なお、一般会計からの繰入金のうち、職員人件費や保険税軽減の公費負担分などの法定の繰入金は10.8億円、保険税の減免や保健事業、財源不足の補填などのその他の繰入金は、9.2億円となりました。

続いて4ページをお願いいたします。

決算の歳出の状況でございますが、総決算額は195.1億円、前年度比1.8億円の増となりました。被保険者数は減少しつつありますが一人当たりの医療費は増加したことから、全体の約7割を占める保険給付費は3.1億円の増となっております。そのため、県に納める事業費納付金が1.3億円減少したものの、歳出合計では1.8億円の増となったものでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

決算収支の状況でございますが、歳入総決算額は197億8,796万2,761円、歳出総決算額は195億989万4,211円となり、差引収支は、2億7,806万8,550円となっております。この差引収支額は、全額、令和6年度へと繰越しをいたします。なお、歳入の「その他の繰入金」のうち、決算補填等を目的とした繰入金いわゆる赤字繰入は8億3,883万3,958円で、その他の繰入金と前年度からの繰越金を除いた単年度の実質的な収支は、8億2,837万9,089円の赤字となっております。

続いて6ページをお願いいたします。

上段の表は、国民健康保険税の詳細となっております。表の左端をご覧ください。決算の内訳は令和5年度の現年度分と、それ以前の滞納繰越分に分かれており、合計した収納率は、前年度から0.3ポイントアップの87.3%となっております。その下の表は、現年分の一人当たりの保険税調定額ですが、令和5年度は、前年度と比較して518円減少しております。

また、下段の表は、一般会計から繰り入れる法定の基盤安定繰入金の状況ですが、前年度と比較して、7.5・2割軽減の市負担分となる保険税軽減分が約1,900万円の減、軽減者数に応じて算出する保険者支援分が約1,500万円の減となっております。

最後に、7ページをお願いいたします。

令和5年度に実施した保健事業のご報告となります。上段表の左端をご覧ください。生活習慣病に着目した健康診断である「特定健康診査」のほか、生活習慣の改善などを支援する「特定保健指導」、人間ドックの受診を補助する「人間ドック検診料補助」、市が実施する健診の自己負担分を助成する「がん検診等自己負担助成」の決算額と件数は記載のとおりですが、左側の令和4年度と比較すると右側の令和5年度は、被保険者数の減に伴い全般的にやや減少しております。なお、多くの方が受診する特定健康診査の受診率の推移につきましては左下のグラフの通りで、上尾市の受診率は、常に県平均を上回っておりますが、前年度と比較して現段階で0.3ポイント減少しております。課題としまして、上段表の2つ目の特定保健指導の利用が伸び悩んでいることがありまして、

生活習慣病のリスクがある対象者へ特定保健指導の利用勧奨通知を送付するほか、スマートフォンやパソコンを活用したオンライン面談などの取り組みを進めております。また、右下の表は、特定健診やレセプトデータをもとに糖尿病の重症化リスクの高い被保険者に対し、受診勧奨や保健指導を行う糖尿病性腎症重症化予防対策事業の状況ですが、表のとおり、医療機関への受診勧奨や保健指導を実施いたしました。この事業は埼玉県国民健康保険団体連合会との共同事業に参加する形で行っていますが、糖尿病のリスクが高い方や受診を中断した方へ勧奨通知や電話などで医療機関への受診勧奨を行い、徐々に受診者の増加につながっております。

令和5年度上尾市国民健康保険特別会計決算についてのご説明は以上でございます。

(議長) 大室会長：議事2「令和5年度国民健康保険特別会計決算について」の説明については以上でございます。委員の皆様から、何かご意見、ご質問などはございますか？

(議長) 大室会長：山本委員どうぞ。

山本委員：ご説明ありがとうございました。最終ページの保健事業に関して、糖尿病性腎症の重症化予防対策事業の令和3年度から5年度にかけての傾向を見ると、上段の受診勧奨対象者に対して受診者が増えています。対象者の増の割合に対して、受診者の増の割合が大きいのと思われませんが、その理由がもしわかれば教えてもらえればと思います。

また、下段の保健指導対象者について、対象者が減っているから終了者も減っていると考えられると思われませんが、保健指導対象者に対して保健指導のプログラムへの参加者を増やすための取り組みがあれば教えていただきたい。

(議長) 大室会長：関田課長どうぞ。

(事務局) 関田課長：明確な理由は分かりませんが、令和3年度から受診率が低いことが問題になっておりまして、特に令和4年度から5年度にかけて電話や通知で細やかに受診勧奨を行っていることにより若干受診率が上がっているものと思われまして。なお、受診勧奨対象者については、新型コロナの後で特定健診を受ける人が増えてきたことにより、受診勧奨者が洗い出され、分母が増えたので分子も増えるということで受診勧奨対象者も増えているというだと思われまして。

保健指導対象者については、勧奨を電話や通知で行うことにより終了者の率が増えていると思われまして保健指導対象者が191人から157人に減っている明確な理由についてはわかりません。

山本委員：ありがとうございました。私どもも医療保険者として糖尿性腎症の重症化予防対策事業に取り組んでいますが、特に保健指導で患者が受けたという希望があったときに、主治医の同意が必要だが、そこで半分がダメになっています。主治医の判断で参加できないということになってしまう傾向があり、何とかしたいと思っています。参

考になることがあればお伺いしたいと思って質問させていただきました。

(事務局) 関田課長：特定健康診査と特定保健指導は医療費の抑制に非常に重要なことであり、受診者を増やしていくことが大きな課題だと認識しております。差し支えなければ、この運営協議会の後に情報交換をさせていただいて、私どもも対応できることがあれば取り入れていきたいと考えていますので、その点でご協力いただければと思っております。

(議長) 大室会長：以上で議事の2番目は終了しました。続いて、議事の3番目「上尾市国民健康保険条例の改正について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 本間主査：保険年金課の本間と申します。よろしく申し上げます。続きまして議事の3番目、「上尾市国民健康保険条例の一部改正について」ご説明いたします。

お手元の資料3をご覧ください。

今回の条例改正は、国のマイナ保険証への移行の方針により、国民健康保険法が改正されることに伴い、所要の改正を行ったもので、令和6年9月定例会での条例改正のご報告になります。

本条例第13条には、「10万円以下の過料に処する。」との罰則が規定されており、その要件は3つございます。一つ目が国民健康保険法第9条第1項及び第9項に定める「資格の取得や喪失に係る届出をしない者」、二つ目が「虚偽の届出をした者」、三つめが同法第9条第3項及び第4項に定める「保険税の滞納が一定期間続くことにより被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」、この三つのいずれかに該当する場合となっております。

本年12月2日以降、被保険者証が廃止となることに伴い、これらの要件のうち「保険税の滞納により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」の規定を削除するものです。

なお、保険税の滞納に対しては、国民健康保険法施行規則にて、資格確認書の返還を求める規定が設けられます。

議事の3番目、「上尾市国民健康保険条例の一部改正について」の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(議長) 大室会長：議事3「上尾市国民健康保険条例の改正について」説明については以上ですが、委員の皆様から、何かご意見、ご質問などはございますか？。

特に質疑等はなし

(議長) 大室会長：特に無いようですので、以上で議事の3番目は終了とさせていただきます。

それでは最後にその他につきまして、事務局から何かありますでしょうか。。

(事務局) 市村主幹：その他については、2点ございます。

1点目は、運営協議会委員の次期委員の選出についてでございます。現在の委員の任期が令和6年12月31日までとなっております。委員の皆様におかれましては3年間の任期をお勤めいただき、誠にありがとうございました。

そして、次期委員の任期が、令和7年1月1日から令和9年12月31日となりまして、現在、各選出団体に推薦依頼をしております。被保険者代表の対象地区は、上尾地区、上平地区、平方地区、大谷地区、原市団地地区、西上尾第一団地地区、となっております。こちらは自治会連合会を通して依頼を行っています。どうぞよろしくお願い致します。

2点目は次回の協議会の日程についてですが、次回の開催は2月を予定しております。ズームなどを使ったオンライン会議を検討しております。開催にあたっては、年明けに開催通知を送らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今年の委員報酬につきましては、年内に振り込みの通知をお送りする予定です。その他につきましては、以上です。

(議長) 大室会長：以上で本日の議事はすべて終了しました。これをもちまして、議長の座を降ろさせていただきます。

皆様、ご協力いただき誠にありがとうございました。

(司会) 関田課長：大室会長、円滑な議事進行、ありがとうございました。本日は、長時間にわたり大変お疲れ様でございました。以上を持ちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。どうも本日は、ありがとうございました。

会 長 大室 尚

署名委員 小高 進

署名委員 佐々木 豊子